

ゴールデンウィーク中の市の施設の対応について

広報ふっさ4月1日号または市ホームページをご覧ください。

【問合せ】企画調整課企画調整担当 ☎ 551・1528

「行政相談」をご利用ください

市民の皆さんからの国、都、公社公団等に対する苦情やご意見を各機関へおつなぎします。

行政相談委員

・高橋保雄氏
・吉澤英治氏 ※「英」の草冠は中央を開ける

【相談日時】毎月第一水曜日午後1時30分～4時30分

※予約制、秘密厳守
【場所】市役所1階1番秘書

年金だより

▼退職（失業）による特例免除制度をご利用ください

国民年金の第一号被保険者は、保険料を月額16,410円（令和元年度）納付する必要があります。

ただし、ご自身やご家族が退職（失業）されたことにより、保険料の納付が経済的に困難な場合は、退職（失業）による特例免除制度を利用できる場合があります。

通常の免除制度では、申請者本人・配偶者・世帯主の方がそれぞれ所得基準の範囲内である必要がありますが、特例免除制度では退職（失業）された方の所得を除外して審査を行います。

申請をする場合は、「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」等、公的機関の証明書が必要になります。なお、特例免除制度の対象となる期間は、失業した月の前月から失業した月の翌々年6月までです。詳しくはご相談ください。

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1670、青梅年金事務所 ☎ 0428・30・3410

広報課広報広聴係内相談室
【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529
市内製造事業所の皆さんへ
「工業統計調査」にご協力ください



6月1日(土)現在で、製造業の活動実態を明らかにすることを目的とした工業統計調査が実施されます。

調査結果は、行政施策の基礎資料や、企業・大学の研究資料など、広く利用されています。調査票の内容については、統計法に基づき秘密は厳守されますので、正確な記入をお願いします。

5月中旬から、調査員が

各事業所を訪問して、調査票を配布・回収しますのでご協力をお願いします。
【問合せ】総務課総務係 ☎ 551・1576
春の全国交通安全運動

【期間】5月11日(土)～20日(月)

【目的】この運動は、市民の皆さんに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けていただくよう呼びかけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

＜運動の重点＞
①子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
②自転車の安全利用の推進
③すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
④飲酒運転の根絶
⑤二輪車の交通事故防止

【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691
「J-ALERT」の全国一斉試験放送が行われます

地震・津波や武力攻撃などの災害時に、緊急情報を自動で放送するためのシステム「J-ALERT」の全国一斉試験を行います。

試験当日は、防災行政無線から試験放送を行いますので、ご承知おきください。

【日時】5月15日(水)午前11時ごろに試験放送実施
【問合せ】安全安心ま

ちづくり課防災係 ☎ 551・1638
令和元年度普通救命講習のご案内

福生消防署では、次の日程で一般公募での普通救命講習を実施します。いざという時のために覚えておきたい、AEDの使用方法や、心肺蘇生法などを学びましょう！

【日程】5月11日(土)、7月20日(土)、9月14日(土)、11月9日(土)、令和2年1月18日(土)、3月14日(土)

【時間】午前9時～午後1時
【場所】福生消防署
※令和2年以降の講習については、講習場所が変更になる可能性がありますので、申込みの際にご確認ください。

【定員】先着20人
※申込み人数によっては、中止となる場合があります。
【費用】テキスト代は事前申込みの際にご確認ください。

【申込み】実施希望日の前日午後5時までに、直接福生消防署または電話(福生消防署救急係 ☎ 552・0119)でお申し込みください。

固定資産税に関するお知らせ
▼納税通知書を5月上旬に郵送します
今年の1月1日現在、市内に土地や家屋、償却資産を所有している方に、納税通知書を郵送します。

納税通知書が届かない方は課税課資産税係へご連絡ください。
【問合せ】課税課資産税係 ☎ 551・1614
住民税・軽自動車税の納税通知書発送のお知らせ

住民税は、その年の1月1日(賦課期日)現在、福生市に住んでいる方などに課税されます。平成30年中の所得に対する住民税の納税通知書は次の日程で送付します。

▼特別徴収(給与差し引き)の発送日 5月10日(金)
▼普通徴収(納付書払い)の発送日 6月5日(水)

※令和元年度の特別徴収については、税額通知書を5月10日(金)に市から会社へ送付しますので、会社からお受け取りください。特別徴収は、6月分から開始となり、翌年5月分までの計12回となります。

▼令和元年度軽自動車税の納税通知書の発送について
軽自動車税は毎年4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。対象者には5月7日(火)に納税通知書を発送します。

また、軽自動車税には身体障害者等に対する減免制度がありますので、同封のお知らせをご覧ください。

～5月は「自転車月間」～ 交通安全教室を開催します！

平成30年中の市内の自転車に関与した事故件数は43件でした(前年比10件増)。「自転車安全利用五則」を守り、交通事故に遭わない、起こさない運転を心がけましょう。

- 【自転車安全利用五則】
- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - 2 車道は左側を走行
 - 3 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
 - 4 安全ルールを守る
 - 5 子どもはヘルメットを着用

▼スタントマンによる交通安全教室
自転車月間のイベントとしてスタントマンによる交通安全教室を開催します。

中学校の授業の一環ですが、一般の方も観覧できます。

プロのスタントマンが自転車事故(車との衝突等)を再現し、事故の怖さを体感することができます。交通ルールを守ることの大切さを再度確認するため、ぜひお越しください。

【日時】5月11日(土)正午～午後0時40分ごろ(入場午前11時45分～)

【場所】第二中学校校庭
【注意事項】授業中のため、入場は校庭の一部までです。駐車場がないため車のご来場はお控えください。雨天等で校庭が使用できない場合は、一般の方の見学は中止となります。

【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691

なお、申請期限は5月31日(金)までですので、ご注意ください。
【問合せ】課税課市民税係 ☎ 551・1610

令和元年度税証明書の発行開始日について

令和元年度住民税の課税・非課税証明書および納税証明書の発行を次のとおり開始します。

【発行開始日】納税の方法によって異なります。

＜特別徴収＞5月10日(金)
＜普通徴収＞6月5日(水)
※年金特別徴収も6月5日(水)

＜特別徴収と普通徴収の併徴＞6月5日(水)
※その他の税の納税証明書発行開始日は次のとおりです。

＜固定資産税・都市計画税＞5月7日(火)
＜軽自動車税＞5月7日(火)
＜国民健康保険税＞7月1日(月)

【発行場所】市役所1階6・7番総合窓口課
【問合せ】発行日について
総合窓口課 ☎ 551・1595

＜内容について＞課税課市民税係 ☎ 551・1610、課税課資産税係 ☎ 551・1614、保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640

納税は 納期内で 元気な福生